

(健Ⅱ421)
令和3年1月8日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤和彦
(公印省略)

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル等について

障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活に欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

今般、厚生労働省より、障害福祉サービス施設・事業所における感染症への対応力の向上及び業務継続計画（BCP）の策定の支援を目的として、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」及び「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等」をとりまとめた旨の事務連絡が発出され、本会宛周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該マニュアル等につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますのでご参照ください (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管内郡市区医師会及び会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル等について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活に欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

今般、障害福祉サービス施設・事業所における感染症への対応力の向上及び業務継続計画（BCP）の策定の支援を目的として、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」及び「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等」として、とりまとめましたので、御了知の上、関係者に対して周知をお願いします。

- 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル
- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（ひな形）

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【別紙】

- 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長事務連絡）
- 「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」（令和 2 年 12 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長事務連絡）

事務連絡
令和2年12月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活に欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

今般、障害福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として、必要な感染症の知識や対応方法等を「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」として、とりまとめましたので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知されたい。

○ 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

③ 事業イメージ

(1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
 - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
 - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
 - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

(2) 事業継続計画（BCP）の策定支援

- ガイドラインの作成
 - ・有識者によるサービス類型（入所系、訪問系、通所系、障害児）に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
 - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

(3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
 - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
 - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
 - ・医療機関等との連携体制を整備

事務連絡
令和2年12月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について

障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活に欠かせないものであり、感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、今般、その策定を支援するため、障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等を取りまとめたところであるので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知されたい。

- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（ひな形）

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

③ 事業イメージ

(1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
 - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
 - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
 - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

(3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
 - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
 - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
 - ・医療機関等との連携体制を整備

(2) 事業継続計画(BCP)の策定支援

- ガイドラインの作成
 - ・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系、障害児)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
 - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催